

## 令和2年第5回中津川市議会（定例会）

### 提出予定議案

令和2年第5回中津川市議会（定例会）に、条例7件、その他14件、補正予算9件、合計30件の議案を提出します。

#### （条例）

#### 1、中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について【初日議決】

人事院勧告に基づき、令和2年度における民間給与との較差等に基づく給与改定を行うため、改正する。

- ①中津川市職員の給与に関する条例の一部改正
  - ・職員のボーナスの支給月数を年間4.50月分⇒4.45月分とする。
- ②中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
  - ・特定任期付職員のボーナスを年間3.40月分⇒3.35月分とする。
  - ※ 対象職員なし。
- ③中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正
  - ・特別職のボーナスを年間4.25月分 ⇒ 4.20月分とする。
- ④中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正
  - ・議員のボーナスを年間4.35月分 ⇒ 4.30月分とする。
- ⑤施行期日
  - ・公布の日
    - 期末手当の改定（12月分の引き下げ）
  - ・令和3年4月1日
    - 期末手当の改定（6月分、12月分の平準化）

#### 2、中津川市職員の育児休業等に関する条例及び中津川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

会計年度任用職員制度の施行に伴い、制度の整備を行うため、改正する。

- ①令和元年12月23日に中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を公布、令和2年4月1日に施行し、運用している。  
次の条例において、会計年度任用職員に関する規定を整備する必要があるため、改正を行う。
- ②中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
会計年度任用職員の育児休業等について、対象や取得期間、休業の種別等に関する規定を追加する。

- ③中津川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正  
会計年度任用職員のサービスの宣誓の方法に関し、正規職員とは別の規定を新たに定める。
- ④施行期日 公布の日（令和2年4月1日から適用する）

### 3、中津川市コミュニティバス運行条例の一部改正について

運行する区域を拡大することに伴い、使用料の上限を改正する。

- ①東鉄バス蛭川線が令和3年3月末をもって廃止されることになったため、代替として蛭川地区内を運行しているコミュニティバスに地区外へ運行する路線を設定することに伴い、地区内で運行することを想定していた乗車1回当たりの使用料の上限を200円から500円に変更する。
- ②施行期日 令和3年4月1日

### 4、中津川市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、改正する。

- ①令和3年4月1日の省令改正により、対象火気設備である急速充電設備の全出力の上限が現在の50キロワットから200キロワットまで拡大され、併せて急速充電設備に係る火災予防上必要な事項に関する基準が改正される。
- ②条例に次の規定を加える。
- ・屋外設置の急速充電設備と建築物との距離に関する規定
  - ・コネクターの操作に伴う不時の落下防止に関する規定
  - ・充電用ケーブルの構造に関する規定
  - ・温度異常の自動検知及び自動停止に関する規定
  - ・制御機能の異常の自動検知及び自動停止に関する規定
  - ・その他条文整備
- ③施行期日 令和3年4月1日

### 5、地方税法の改正に伴う関係条例の整理について

地方税法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する。

- ①令和2年度地方税法の改正により、同法に規定されていた「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」「猶予特例基準割合」「還付加算金特例基準割合」とそれぞれの名称に改正され令和3年1月1日に施行されるため、市税条例について「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める改正を行った。
- 市税条例以外の条例においても、地方税法及び市税条例に準じて延滞金の計算を行っているため、関係条例の規定を整理する。
- ②次の条例について、地方税法及び市税条例に準じて、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、延滞金の下限を0.1パーセントとする規定を加える。

- i 中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例
- ii 中津川市介護保険条例
- iii 中津川市国民健康保険条例
- iv 中津川市後期高齢者医療に関する条例
- v 中津川市農業集落排水処理施設条例
- vi 中津川市下水道条例
- vii 中津川都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
- viii 中津川都市計画下水道事業坂本処理区受益者負担に関する条例
- ix 中津川市個別排水処理施設条例
- x 中津川市個別排水事業受益者分担金徴収に関する条例
- xi 中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例
- xii 中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収に関する条例

③施行期日 令和3年1月1日

## 6、中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、改正する。

- ①令和3年4月1日の省令改正により、居宅介護支援事業所における管理者要件に関する基準が改正される。
- ②基準の改正に合わせ条例を次のとおり改正する。
  - ・居宅介護支援事業所の管理者について、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。
  - ・令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

③施行期日 令和3年4月1日

## 7、中津川市介護福祉士修学資金貸付条例の制定について

介護福祉士の資格取得を目指す高校生に対し、修学資金を貸し付けるため、制定する。

- ①介護福祉士資格を取得するためには、実務経験等により受験資格を得たうえで、国家試験に合格する必要があるが、福祉系高校を卒業した場合は受験資格を得ることができ、実技試験が免除となる。

現在、他団体の介護職に関する修学資金貸付制度に、高校生を対象としたものはない。

- ②当該制度により卒業後に即戦力となる介護人材の計画的な確保がし易くなり、また、市外からの進学者の増加も期待でき、卒業後に市内の介護施設へ就職することで、介護人材確保に加えて、若者の地元定着・移住促進につながる。

### ③制定の内容

貸付対象者：市内福祉系高校に在学する者で、介護福祉士の資格取得をする意欲があり、卒業後に市内に住所を有し、市内の介護施設等の業務に貸付け年数の2倍の年数（上限5年）以上従事しようとする者

貸付金額：月額2万円以内、無利子

貸付期間：高校在学中（36月を限度とする）

返還免除の要件：卒業後1年以内に介護福祉士の登録をして、市内に住所を有し、市内の介護施設等で貸付け年数の2倍の年数（上限5年）従事した場合

④施行期日 令和3年4月1日

## （その他）

### 1、財産の無償譲渡について

#### ①譲渡財産

所在地 中津川市付知町字島畑231番地1

種類 休憩施設

構造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床面積 79.38㎡

#### ②譲渡の相手方

中津川市付知町5756番地

付知町森林組合

代表理事組合長 片田 宣二

#### ③譲渡の条件

譲渡施設は、観光振興事業の用途で使用する。

### 2、市有墓地の区域の変更について【初日議決】

市道坂本264号線道路改良に伴い、茄子川字青木地内の市有墓地の墓石等の一部に移転等の対応が必要となるため、区域を変更する。

### 3～14、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。

・議案数 12議案

・指定施設数 20施設

・指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

（下表中※印の施設は、令和3年4月1日～令和8年3月31日）

議案	施設数	施設名	指定先
3	1	中津川市中津川文化会館 ※	一般社団法人 中津川市文化協会
4	2	中津川市民プール	株式会社 コパン
5	3	苗木公園 ※	三菱電機ライフサービス株式会社 中津川支店
	4	中津川市トレーニングセンター ※	
6	5	中津川公園 ※	特定非営利活動法人 中津川市体育協会
	6	中津川市東美濃ふれあいセンター ※	
7	7	中津川市北部体育館 ※	中津川市北部体育館グラウンド管理委員会
	8	中津川市坂本北運動広場 ※	

8	9	中津川市落合石畳マレットゴルフ場	落合石畳マレットゴルフ場管理運営委員会
9	10	中津川市坂下総合体育館 ※	特定非営利活動法人 やさかイキイキ倶楽部
10	11	中津川市有機センターひるかわ	農事組合法人 蛭川村有機堆肥生産組合
11	12	中津川市中の島公園ふれあい施設	株式会社 阿木レイクサイド
12	13	中津川市地域活性化センター	湯舟の館運営組合
13	14	中津川駅前市営駐車場	恵北ビル管理 株式会社
	15	中津川駅前広場市営駐車場	
14	16	川上一般キャンプ場	川上まちづくり推進協議会
	17	川上教育キャンプ場	
	18	川上国設キャンプ場	
	19	川上緑地管理署 (YOU・遊館)	
	20	川上広場	

**(補正予算)**

**(その1)**

- 1 令和2年度中津川市一般会計補正予算 **【初日議決】**
- 2       "       国民健康保険事業会計補正予算 **【初日議決】**
- 3       "       介護保険事業会計補正予算 **【初日議決】**
- 4       "       水道事業会計補正予算 **【初日議決】**
- 5       "       下水道事業会計補正予算 **【初日議決】**
- 6       "       病院事業会計補正予算 **【初日議決】**

**(その2)**

- 7 令和2年度中津川市一般会計補正予算
- 8       "       国民健康保険事業会計補正予算
- 9       "       病院事業会計補正予算

**お問い合わせ先**

総務部 総務課 担当者：石原 豊  
電話：0573-66-1111 (内線442)